

現場説明書（技術的事項）

工事名 ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事

1. 現場の状況

工事場所は、福山市ごみ固形燃料工場の敷地内です。

当工場は、ごみ処理場で本工事期間中も職員及び作業員が運営・管理しています。

2. 留意事項

- ①本工事の受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。
- ②本工事は建設リサイクル法に該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めると共に、建設副産物入力システム（COBRIS）の計画・実施報告書を提出してください。
- ③現場代理人及び主任技術者については、契約約款・建設業法等に違反とならないよう適切に配置し、本工事の施工管理を行ってください。
- ④契約後、実施工程表は14日以内に提出するとともに、施工計画書等の提出を速やかに行ってください。
- ⑤工事工程については、事前に監督員と十分協議してください。
- ⑥工事の施工上、官公署への手続きが必要な場合は、施工業者の責任において速やかに行ってください。
- ⑦工事期間中は、工場の作業員および近隣に留意し、第三者の安全に努めるとともに、粉塵・騒音及び振動に対して十分な対策を講じてください。
- ⑧工事で既存工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。
- ⑨工事車両の出入りに際しては、徐行運転するとともに入退出時は一旦停止し、安全運転に努めてください。
- ⑩本工事は、ごみ固形燃料工場の給湯設備停止を伴う工事です。作業計画を立てて前もって管理者に周知し、できるだけ停止期間を必要最低限とするように工事調整してください。
- ⑪墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とします。

3. 別途関連工事

なし

4. 工事における「第20回世界バラ会議福山大会2025」ロゴの標示について

「第20回世界バラ会議福山大会2025」が2025年（令和7年）5月18日から24日にかけて開催されます。ついては、周知と機運醸成を図るため、工事現場に掲げる標識として、大会ロゴの標示のご協力をお願いします。

- (1) 使用するロゴは「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に沿った指定のデザインとしてください。
- (2) 「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に定められた「大会ロゴ利用許諾申請書」の提出は不要です。
- (3) 使用する大会ロゴは「大会ロゴデザインガイド」にて配色等が定められているので留意してください。
- (4) 大会ロゴの標示は任意事項とし、標示する際は、発注課へ連絡してください。
- (5) ロゴ標示期限は2026年（令和8年）3月31日です。
- (6) デザインデータについては福山市建設管理部技術検査課へ問合せください。

ごみ固形燃料工場 1 階給湯ガス設備改修工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
1/5	福山市機械設備特記仕様書No.1	—
2/5	福山市機械設備特記仕様書No.2	—
3/5	付近見取図・配置図	1:40000 1:1000
4/5	1階平面図・断面図(改修前)	1:100 1:50
5/5	1階平面図・断面図(改修後)	1:100 1:50
/		
/		
/		
/		
/		

福山市経済環境局環境部環境施設課



2023年12月 日				
主務	課員	次長	環境施設課長	環境部長

縮尺率
A-1: 100%
A-2: 71%
A-3: 50%

福山市機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事
2	工事場所	福山市箕沖町107番地7
3	用途地域	工業専用地域
4	防火地域	・防火地域 ・準防火地域 ○指定なし
5	工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ○改修
6	敷地面積	25,790 m ²
7	建物概要	1) 構造 R.C.造 2) 面積 建築面積 8,478.14 m ² 基下面積 13,031.86 m ²

床面積	工場棟1F: 6,773.10 m ²	計量棟1F: 33.95 m ²
	工場棟2F: 1,971.36 m ²	ランブウェイ: 45.80 m ²
	工場棟3F: 2,927.73 m ²	
	工場棟4F: 788.41 m ²	
	工場棟5F: 538.92 m ²	

3) 附属施設

8 消防法令に基づく防火対象物 消防法施行令別表一 (15) 項

9 建築基準法施行規則に定める主要用途区分 ()

※ 本工事の工期には、工事検査期間として14日を含んでいる。
※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出するものとする。
※ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

II 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	工 事 種 目
1. 給排水衛生設備工事	2. 空気調和設備工事
1 衛生器具設備工事	1 空気調和設備工事
2 給水設備工事	2 換気設備工事
3 排水設備工事	3 排煙設備工事
④ 給湯設備工事	4 自動制御設備工事
5 浴火設備工事	
6 厨房機器設備工事	
⑦ ガス設備工事	
8 浄化槽設備工事	

III 設備概要 (○印のついたものを適用する。)

給排水	給水方式	・直結直圧式 ・直結増圧式 ・高置水槽式 ○受水槽方式
	排水方式	・自然流下 ○ポンプ排水 (・汚物 ・水 ・雑排水)
放流先	汚水	○直放流下水管 ・浄化槽
	雑排水	○直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝 ・別途併
給湯設備	方式 (・局所式 ・中央式)	
	熱源 (・電気 ・都市ガス ○液化石油ガス ・灯油 ・A重油)	
衛生設備	・屋内消火栓 ・連絡送水管 ・屋外消火栓 ・スプリンクラー	
	・粉末消火 ・消防用水 ・泡消火 ・連絡散水 ・消火器	
消火設備	・フード等用騒音自動消火 ・二酸化炭素消火 ・不活性ガス消火	
ガス設備	・都市ガス 種別13A (45MJ/N) ○液化石油ガス	
	・小規模合併処理 ・合併処理	
浄化槽	・空気調和 (・中央ダクト方式 ・各階ユニット方式 ・パッケージ方式)	
	・ファンコイルユニット、ダクト併用方式 ()	
空気調和設備	・	
	・鋼製ボイラー ・ 鑄鉄製ボイラー ・ 温水発生機 ・ チリングユニット	
主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ 遠心冷凍機 ・ スクリュー冷凍機	
	・ 吸収冷凍機 ・ 直付き吸収冷凍温水機 ・ 小形吸収冷凍温水機ユニット	
和設備	・ コージェネレーション装置 ・ 氷蓄熱ユニット	
	・ パッケージ形空調機 ・ ガスエンジンパッケージ形空調機	
換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気 ・ 全熱交換器	
	・ 機械排煙 (・有り ・無し) ・ 適用法則 (・建基法 ・消防法)	
排煙設備	・ 自動制御方式 (・電気式 ・電子式 ・デジタル式) ・ 中央監視制御装置	

IV 機械設備工事仕様

IV 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」という。)、同営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版(以下「標準図」という。)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版による。

建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書(建築工事編)及び公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)による。

- (1) 官庁手続き
受注者は各関係官公署への必要な手続きを速やかに完了し、工事完成と同時に建物使用できるよう、一切の手続きを代行する。(水道加入金の納付手続きは除く。関係官公署手続きは監督員の承諾後とする。)
- (2) 地元企業及び地場製品の活用
受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。
- (3) 疑義に対する協議等
設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
- 2 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は※および○印のついたものを適用する。
3 引渡し後点検 (第1次点検) 引渡し後の概ね1年後
・引渡し後点検 (第2次点検) 引渡し後の概ね2年後

章	項	目	特 記 事 項
---	---	---	---------

- ① 適用基準等
・ 公共住宅建設工事共通仕様書 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修 (令和元年版)
○ 建築基準法、消防法、その他関係法令
○ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)建設経済局建設課・住宅局建築指導課監修
○ 建設工事安全施工技術指針 建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達
- ② 監理(主任)
受注者は、監理技術者及び主任技術者を建築業法により定め、工事現場内において工事技術者
- 3 電気保安技術者
・ 適用する。 ・ 適用しない
- 4 技能士
・ 適用する。 ・ 適用しない

工 事 別	通 用 種 別	工 事 別	通 用 種 別
・配管	配管施工	・冷凍機、空調機	冷凍空気調和機器施工
・保温	熱絶縁施工	・風道、換気	建築板金施工

- ⑤ 施工管理
受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
※ 施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。)
技術者台帳(施工体制台帳に添付)
監理技術者・主任技術者(下請を含む)及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。
※ 施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)
工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
指定以外の機材を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
また、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。(標準仕様書による品質及び性能を有する証明となる資料の提出を省略することができる。)
形状、寸法等が設計書と異なる場合は他に支障を生じない限り監督員と協議の上処理する。
工事に使用する機器および材料は、アスベストを含有しないものとする。
国等による環境物品等の調達に推進する法律(平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
・ 引渡しを要するもの ()
・ 現場において再利用を図るもの ()
※ 再資源化を図るもの
・ アスファルトコンクリート ・ コンクリート ・ 木材
・ コンクリート及び鉄からなる建設資材

- ⑥ 機器材料等
※ 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。) その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。
※ 建設副産物情報交換システム(COBRIS) (財)日本建設情報総合センター
本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画書、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。
また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入(搬出)する場合は、次表により計画書(実施書)を提出する。なお、これより軽い場合は、監督員と協議する。

	施工計画時	工事完了時
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書
搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書

※ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。
なお、本工事は広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。
建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第2版)-建築設備編」によるほか特記がない場合は、以下による。

分類	規格	撮影枚数	提出部数
着手前	L版程度(カラー)	必要に応じた数	1
工事中	L版程度(カラー)	必要に応じた数	1
完成時	L版程度(カラー)	各室 4面 外景 4面	1

建設副産物は、処分状況を確認できるよう、写真撮影を行うとともに、計量伝票等を監督員に提出する。
○ 各種写真は、写真帳(A4版)にて工事完成時に提出する。
○ 原紙等の提出 する (・ 完成時のみ ・ 全て) ○ しない
○ 提出の方法及び形式は、監督員の指示による。

- ⑨ 完成時の提出図書
速やかに次の図書を提出する。
竣工図 (・ A3版2つ折りにして製本) 部
○ 完成図 ○ 施工図
・ 保全に関する資料(設備機器類及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明書等)
・ 竣工図電子データ(施工図含む)一式 (「竣工図電子データ作成要領」による。)
○ CADデータ(媒体(CD-Rなど)、データ形式等は監督員の指示による)
- 10 関連工事等の調整等
施工範囲「工事区分表」による。
※ 契約書に基づく関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。
建築工事等に伴う足場及び安全仮囲いは、無償にて使用できる。
・ 本工事で設置する。
・ 内部足場 (・ 単管足場 ・ 枠組足場)
・ 外部足場 (・ 枠組足場 ・ 単管足場)
※ 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月)の手すり先行工法等に関するガイドライン)によるものとし、足場の組立、解体変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
- 11 足場
・ 同一場所で契約書に基づく関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、当該工事について、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。
・ 本工事は、交通誘導員として 人を見込んでいる。交通誘導員の配置については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い、監督員に提出する。
※ 受注者は、次表に従い、工事実績情報システム(CORINS)へ登録する。
登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。

請求金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内

変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う(請求金のみ変更の場合、登録不要)
※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要)
下記項目の測定を行ない監督員に提出する(部)
・ 温度 ・ 湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 気流 ・ 塵埃
・ 飲料水(雑用水)の水質 ・ 浄化槽の放流水質 ・ 化学物質の濃度
測定箇所等は、監督員の指示による。

- 12 施工中の安全確保
・ 同一場所で契約書に基づく関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、当該工事について、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。
・ 本工事は、交通誘導員として 人を見込んでいる。交通誘導員の配置については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い、監督員に提出する。
※ 受注者は、次表に従い、工事実績情報システム(CORINS)へ登録する。
登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。

請求金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内

変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う(請求金のみ変更の場合、登録不要)
※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要)
下記項目の測定を行ない監督員に提出する(部)
・ 温度 ・ 湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 気流 ・ 塵埃
・ 飲料水(雑用水)の水質 ・ 浄化槽の放流水質 ・ 化学物質の濃度
測定箇所等は、監督員の指示による。

- 13 工事実績情報システム(CORINS)への登録
監督員と協議の上、設備機器類(ボイラー、冷凍機、ポンプ、空気調和機等)及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明書を作成し、指示する箇所に取付ける。
特記なき場合は、EM電線・ケーブルとする。
標準仕様書によるほか下記による。
・ 運転ブロック図に適合するものとする。
・ ボイラー及び冷凍温水機等の附属品の始動スイッチ二次側に煤煙濃度計用の電源端子を設ける。接点及び端子は、標準仕様書を ※ 適用する ・ 機器表特記によるインバーター用の制御及び操作盤は標準仕様書を ※ 適用する ・ 機器表特記による
・ 合成ゴム製 (球形) ・ ベローズ製
標準仕様書によるほか図示の箇所設ける。(舗装部分は、鉄製 ・ コンクリート製)
排水管を露出地中配管には、土被り150mm程度の深さに埋設表示用テープを埋設する。
既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
・ 放射線透過検査等 ※ 必要 ・ 不要

- 14 測定表
15 説明板
16 電線類
17 機器附属の制御盤
18 防振継手
19 埋設表示
20 はつり工事
21 補修など
22 支持金物・固定金具

- 23 耐震施工
設備機器の固定は「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」(平成8年版・建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版・一般財団法人日本建築センター発行)による。耐震クラスは()とする。
標準仕様書によるが、特記のないかぎり下記を標準とする。
イ) ポリスチレンフォーム - 給水管、排水配管の多湿場所
ロ) グラスウール - 給水管、給湯配管、ダクト類、冷温水配管等
ハ) ロックウール - 排気ダクト、排煙ダクト
ベトログラム系防食テープ (1/2重ね、1回巻き) + プラスチックテープ (1/2重ね、1回巻き)
プルログラム系絶縁テープ (1/2重ね、2回巻)
絶縁材

- 24 保温材
25 鋼管類の地中埋設
26 鋼管類の地中埋設(コンクリート内等)
27 塗装
28 スリーブ
29 機器性能
30 電気容量
31 防火区画の貫通処理
32 溶接配管の検査

- 33 化学物質の測定
34 施工調査
35 その他

- ① 工事現場仮囲い
② 受注者事務所等
③ 工事用水
④ 工事用電力
5 引渡しまでの光熱水費
・ 本引込みより引渡しまでの基本料金 ※ 受注者負担 ・ 別途
・ 本引込みより引渡しまでの使用料金 ※ 受注者負担 ・ 別途

- 1 衛生陶器附属品
2 大便器
3 小便器
4 大便器洗浄弁
5 洗浄用タンク
6 便座
7 化粧棚
8 化粧鏡
9 和風便器耐火カバー
10 手洗器
11 洗面器
12 紙巻器
13 水栓
14 水セッケン入れ(水セッケン共)
15 セッケン受け

- (屋 内)
1 給水方式
2 管
3 弁
4 フレキシブルジョイント
5 伸縮管継手
6 高置水槽
7 受水槽
8 鋼板製水槽の防錆
9 湯水及び加圧給水ポンプ
10 ポンプ基礎

- (屋 外)
11 管
12 弁
13 弁機
14 量水器
15 量水器併
16 埋設深さ
17 建物導入部配管
18 雨量メーター
19 その他

- 給水管の最小管径は、原則として呼び径20とする。
水圧試験は配管途中、隠へい埋戻し前又は配管完了後の被覆施工前に、監督員立会いの上、規定の水圧試験を行う。
・ 配管工事に管内に異物の混入なきよう充分に注意し、工事完成前に監督員立会いの上、水質検査をして結果を報告する。
・ 飲料水以外の給水管は、接続がないことを確認するため衛生器具等の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。

給水管	給水管	瓦斯管	給水栓、湯栓、混合栓	床上掃除口	冷水管	膨張管	自動エア弁	ダンパー	ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事	1 5
給水管	給水管	通気管	瓦斯コック	床上掃除口	温水管	電磁弁	安全弁及び逆し弁			
給湯管	給湯管		止水栓、仕切弁	床排水トランプ	冷温水管	二方弁	温度計			
消火管	消火管		逆止弁	排水金物	冷却水管	ストレーナ	圧力計、連成計			
排水管	排水管		量水器	間接排水金物	油管	フレキシブルジョイント	伸縮管継手			

1	管 (第1棟まで)	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) V P (・ 露出部 カラー V P) ・ 排水用鉛管 (S H A S E - S 2 0 3) ・ コーティング鋼管 ・ 結露防止層付塩化ビニル管 ・ 耐火二層管 ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P
2	通気管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) V P (・ 露出部 カラー V P) ・ 耐火二層管 ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
3	満水試験継手	3階以上をわたる排水立管には、各階ごとに満水試験継手を取付ける。
4	ピット内配管保温	・ 施工する ・ 施工しない
5	方式	・ 自然排水 ・ ポンプ排水
6	管	・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) (・ V P ※ V U)
7	インバート製	・ SA, AB形 ・ SC形 ・ 小口径
8	インバート製用蓋	・ 塩ビ製 ・ 鋳鉄製 (・ M H A ・ M H B ・ 小口径用防護ハット)
9	排水柵	・ RA, RB形 ・ SC型 ・ 小口径
10	排水柵用蓋	・ 塩ビ製 ・ 鋳鉄製 (・ M H A ・ M H B ・ 小口径用防護ハット) ・ グレーチング ・ 鉄板製 ϕ 6 m/m
11	埋設深さ	・ 300m/m以上 (車庫道路以外) ・ 600m/m以上 (車庫道路) ・ 勾配図による。
12	その他	・ 配管工事完了後、防露工事前に監督員立会の上、通水試験を行う。 ・ 配管途中、埋戻し前又は配管完了後、防露工事前に監督員立会の上満水試験を行う。

①	方式	・ 単管式 ・ 復管式
②	管	・ 鋼管 (J I S H 3 3 0 0) (・ Mタイプ ・ Lタイプ) ・ 被覆鋼管 (呼び径20までとする) ・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 保温付被覆鋼管 (J I S H 3 3 0 0 の外面に発泡断熱材 (14mm以上) で被覆したもの) ○ 一般配管用ステンレス鋼管 (J I S G 3 4 4 8) S U S 3 0 4 ・ 架構ポリエチレン管 ・ ポリブテン管
3	弁	・ J I S 1 0 K ・ J I S 5 K
4	熱源	・ ボイラー () ○ 給湯器、湯沸器 (液化石油ガス) ・ 電気温水器 () ・ ヒートポンプ式給湯器 ()
5	膨張水槽	・ ステンレス製 () ・ 鋼板製 ()
6	その他	・ コンクリート埋設管内の保温はアスファルトジュート1回巻きとする。 配管終了後、保温施工前に監督員立会の上、規定の水圧試験を行う。

1	管	・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (第2種亜鉛メッキ製品) (J I S G 3 4 5 4) S T P G ・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 消防用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (W S P 0 4 1) S G P - V S ※ 消防用配管は、消防法令に適合するものとする。
2	弁	・ J I S 1 0 K
3	消火栓箱	・ 総合形 (・ H B - 1 A ・ H B - 1 B) ・ 単独形 (・ H B - 2 A ・ H B - 2 B) ・ 総合形 (・ H B - 4 A ・ H B - 4 B) ・ 消火器箱併設形 (・ H B - I A S ・ H B - I B S)
4	水源用水槽	・ ステンレス製 () ・ 鋼板製 ()
5	消火ポンプユニット	・ 認定型 $\phi \times$ / min \times m kW \times 台
6	ポンプ基礎	・ 標準型 ・ 防振型
7	消火器	・ ()型 ()本 ・ 収納箱共 ・ 置台共 ・ 壁掛フック共
8	保温	イ) 呼水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する ロ) 充水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する ハ) 消火配管の保温は次による。 ・ 屋内消火栓用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ スプリンクラー用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ 連絡送水用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ 連絡放水用 ・ 施工しない ・ 施工する
9	その他	水圧試験及び消防設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。

1	処理種別	・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 ・ 単独処理槽 ・ 放流水質 (・ B O D $\text{mg}/$ 以下 ・ C O D $\text{mg}/$ 以下) ・ T - N $\text{mg}/$ 以下 ・ T - P $\text{mg}/$ 以下)
2	構造	・ 分離接触ばっ気方式 ・ 長時間ばっ気方式 ・ 分離ばっ気方式 ・ その他 ()
3	形式・容量	・ ユニット型 ()型 人槽 /日) ・ 現場施工型 () 人槽 /日)
4	排水方式	・ 自然排水 ・ ポンプ排水 ()
5	マンホール	・ M H A型 ・ M H B型 ・ 製造者の規格品
6	その他	工事竣工後、6ヶ月間は試運転調整とし、 処理水試験の報告書を作成し、浄化槽法による法定検査を受注者の責任において受ける。 槽の水張り試験及び配管の満水、水圧、通水、空気圧試験を行う。 無償保守点検期間中の消耗薬剤については、受注者において準備し、期間終了後の引継時までに必要薬剤名やその量を報告する。

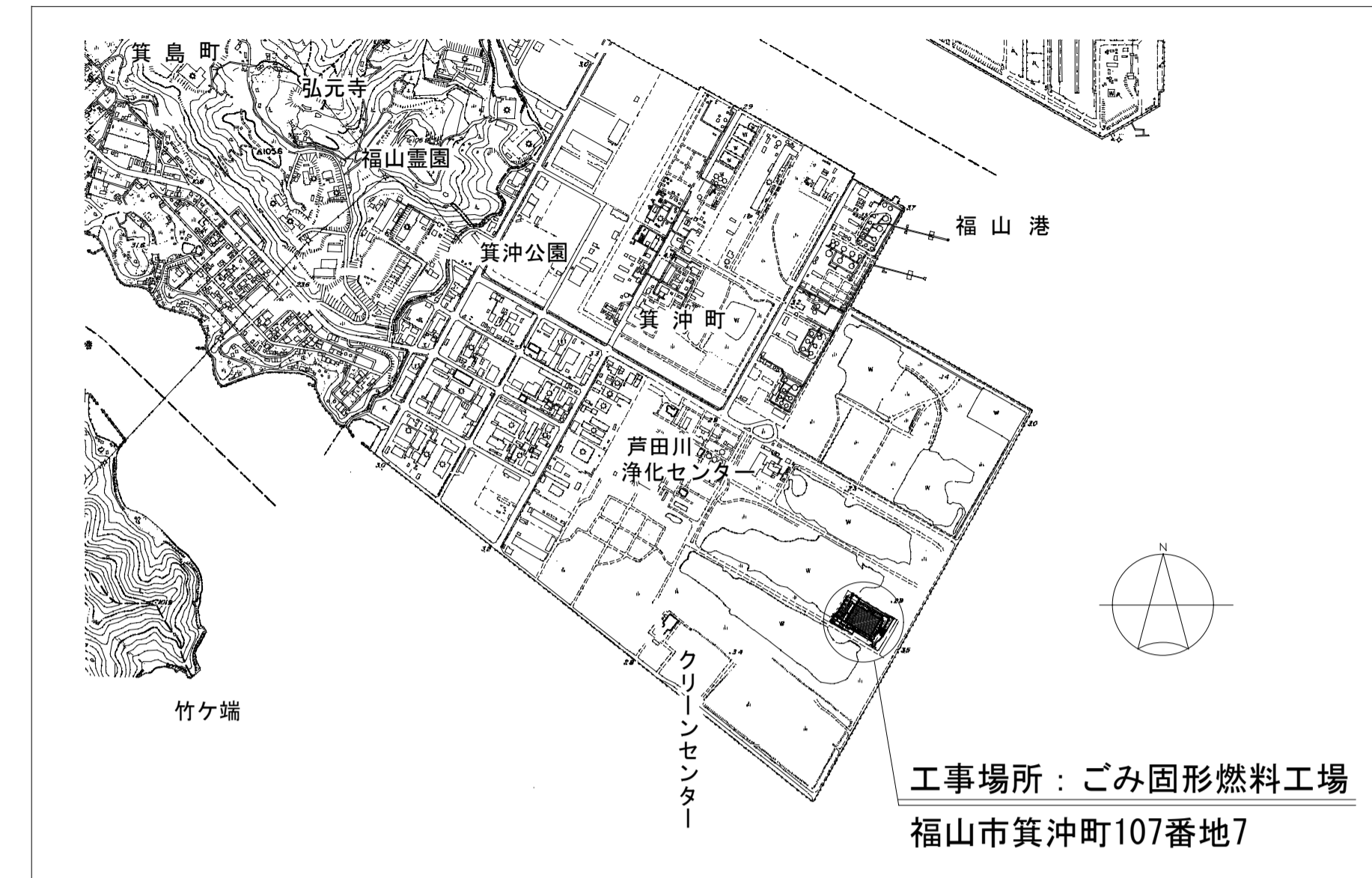
①	種別	・ 都市ガス ○ 液化石油ガス
②	管	○ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) (白管) ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 4) (黒管) ・ ガス用ステンレス鋼フレキシブル管 ・ ガス用ポリエチレン管 (J I S K 6 7 7 4) ・ ポリエチレン被覆鋼管 (J I S G 3 4 6 9) ・ 塩化ビニル被覆鋼管 ・ 鋼管継手 (亜鉛メッキ) ・ P L S継手同等品以上 ・ 溶接継手
3	継手	○ (5 0) k g \times (6 ~ 8) 本立 ・ 無
④	プロパンガス集合装置	・ バルク貯槽 () k g ・ 整型 ・ 機型
5	機器等	・ 別図による
6	遮断装置等	・ 遮断弁 ・ ガス漏れ警報器 ・ 取付は (・ 本工事 ・ 別途工事) とする。 ・ 配線接続は (・ 本工事 ・ 別途工事) とする。 コントローラーは圧力確認復帰形とする。 ・ 本工事は、当地区ガス会社責任施工とする。 気密試験は、配管途中埋戻前又は、配管完了後監督員立会の上試験を行う。
⑦	その他	

1	設計条件	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">条件</th> <th colspan="2">屋外</th> <th colspan="2">屋内</th> </tr> <tr> <th>温度 (D B)</th> <th>湿度 (R H)</th> <th>温度 (D B)</th> <th>湿度 (R H)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>35.0 $^{\circ}\text{C}$</td> <td>67.1 %</td> <td>28.0 $^{\circ}\text{C}$</td> <td>50.0 %</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.1 $^{\circ}\text{C}$</td> <td>71.5 %</td> <td>19.0 $^{\circ}\text{C}$</td> <td>40.0 %</td> </tr> </table> <p>※ 湿度調節機能がない設備については、成行とする。</p>	条件	屋外		屋内		温度 (D B)	湿度 (R H)	温度 (D B)	湿度 (R H)	夏季	35.0 $^{\circ}\text{C}$	67.1 %	28.0 $^{\circ}\text{C}$	50.0 %	冬季	0.1 $^{\circ}\text{C}$	71.5 %	19.0 $^{\circ}\text{C}$	40.0 %
条件	屋外			屋内																	
	温度 (D B)	湿度 (R H)	温度 (D B)	湿度 (R H)																	
夏季	35.0 $^{\circ}\text{C}$	67.1 %	28.0 $^{\circ}\text{C}$	50.0 %																	
冬季	0.1 $^{\circ}\text{C}$	71.5 %	19.0 $^{\circ}\text{C}$	40.0 %																	
2	冷水・温水・冷却水 冷温水管 膨張・補給水管	・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白管) (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 一般配管用ステンレス鋼管 (J I S G 3 4 4 8) S U S 3 0 4																			
3	蒸気・油管及び冷媒管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒管) (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 断熱材被覆鋼管 (J C D A 0 0 0 9)																			
4	ブライン管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒管) (J I S G 3 4 5 2) S G P																			
5	給水及び排水管	給、排水設備の項による。																			
6	ファンコイルユニット 及びパッケージエアコン	・ 床置形 ・ 天井形 (・ 露出 ・ 隠ぺい形 ・ カセット形) ・																			
7	フレキシブルジョイント	・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製																			
8	吹出口・吸込口	・ 枠及びスリットの材質は ・ 鋼板製 ・ アルミニウム製																			
9	防煙・防火ダンパー	・ 防煙ダンパー (S D) ・ 防火ダンパー (F D) ・ 防煙防火ダンパー (S F D) ・ 防煙ダンパーは ・ 電気式 ・ 空気式 ・ ダンパー復帰機構は ※ 遠隔式 ・ 手元式																			
10	風道	・ グラスウールダクト (円形ダクト) (注: 火気使用室、多湿箇所は使用不可) ・ 亜鉛鉄板製 (空調、換気、排煙) ・ 鋼板製 (排煙) (※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト) 長方形ダクトは ※ コーナーボルト工法 (・ 共板工法 ・ スライドオンフランジ工法 ・ アングルフランジ工法) 消音材を内貼りした風道、チャンパーは図示寸法は内法寸法とする。 ・ ダンパー前後の風量測定口は、図示した箇所に設ける。 ・ 空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜きを設ける。自動空気抜きは、元バルブ付とする。 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工を行う。 空気調和設備機器取付完了後試運転調整を行ない、風量、温度、湿度及び騒音の測定を行い、測定表を提出する。 ・ 冷媒及び吸収液等の処理については、回収後適正に破壊処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 ・ 業務用冷凍空調機器は、「フロン排出抑制法」に従って適切に処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 法に基づく機器台帳を製作し監督員に提出する。 ・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) の対象となるものは、同法の定めに従って適切に処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 ※ 機器表特記による。 ・ 空気調和機等又はフィルターチャンパーの装着枚数の () % を予備品 (特付) として納める。																			
11	冷温水管の空気抜き																				
12	その他																				

1	ダクト	低圧ダクト (・ スパイラルダクト ・ コーナーボルト工法 (・ 共板 ・ スライド) ・ アングル工法) とする。 厨房系統の排気用ダクトは標準仕様書よりも一層手厚いものを使用する。 厨房用ダクトはアングルフランジ工法とする。 ・ グラスウールダクト (円形ダクト) (注: 火気使用室、多湿箇所は使用不可)
2	風量測定口	取付位置は (・ 図示した位置 ・ 遠心送風機吐出ダクト又は吸込ダクト ・ 外気取入れダクト) とする。
3	ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
4	排気ダクトのシール	・ 浴室 (・ シゃワー室、脱衣室を含む) 系統
5	チャンパー	空気調和設備の当該項目による。
6	保温	下記ダクトの保温を行う。 ・ 全熱交換器用ダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ・ (・ 厨房・湯沸室) のダクト (仕様はh・(イ)・(ロ)とし範囲は図示による。) ・ OAダクト 機器から外壁の間 (保温の厚さ25mm) ・ EAダクト 外壁より1m (保温の厚さ25mm)

自動制御設備	1 中央監視制御装置	・ 有り (構成機能図は図示による) ・ 無し
	2 電源装置	・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要
	3 計装工事の記録	屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管記録とする。

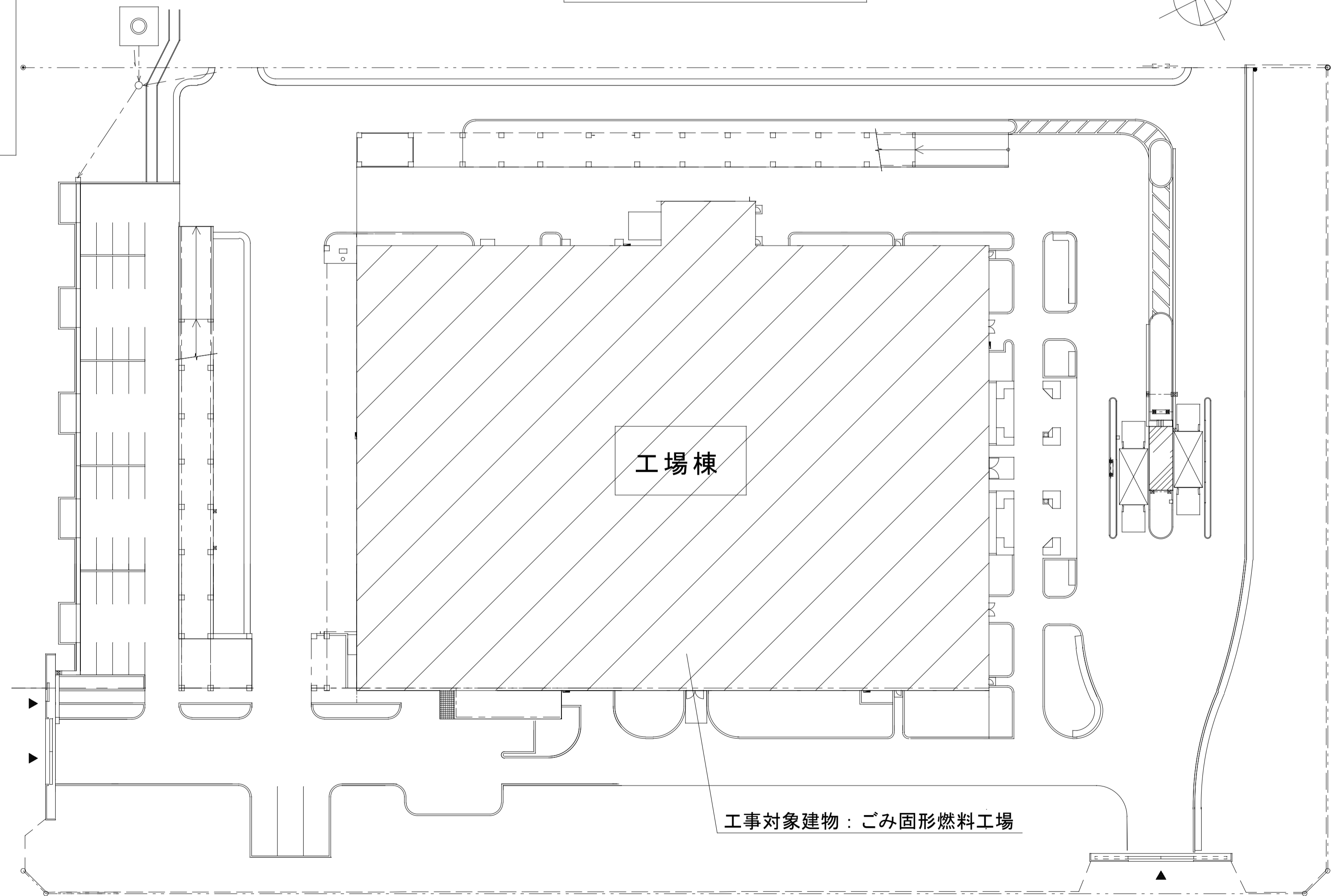
1. 工事概要 1階浴室用の都市ガス給湯器をLPガス給湯器に更新し、接続する給水管・給湯管ガス管の移設（切離し・復旧）を行う。
- ・ガス給湯器（50号 2連設置） （撤去，改修）
 - ・LPガス容器収納庫（50kg 6～8本用） （新設）
2. 工事着手前に監督員と打合せ・調整を行い、できるだけ工場運営に影響を与えないよう改修する。
3. 本工事に伴う各種関係機関への届出は全て本工事施工業者が行うものとする。



付近見取図 1:40000

特記事項

1. 配管の支持固定は、鋼管は2m以下、ビニル管は1m以下とし、立管の振れ止め支持は、各階1ヶ所以上は設ける。
（参考：チャンネルブラケットC-100×50 L=250 SUS304製）
2. 既設の配管を撤去した後、壁、床、庇及等の不要な貫通穴は、穴埋補修をする。

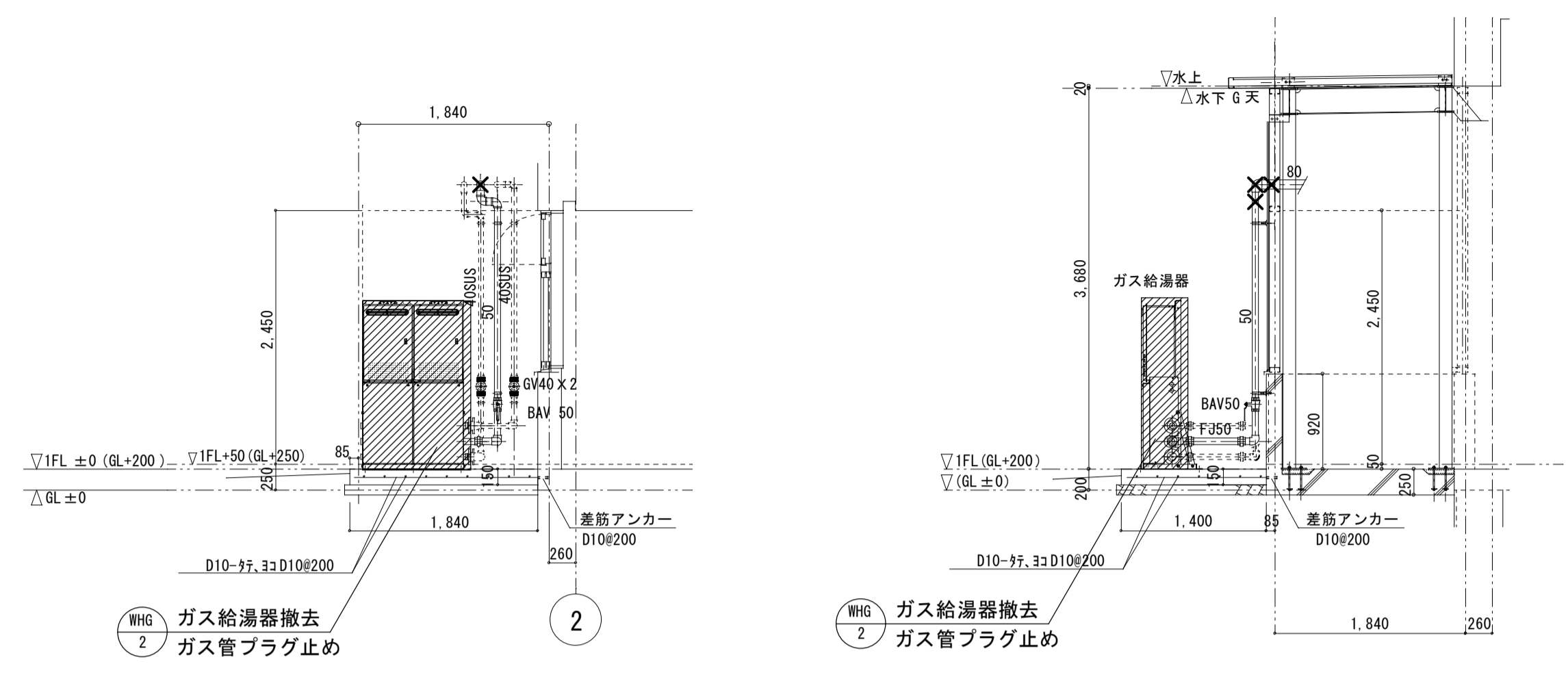
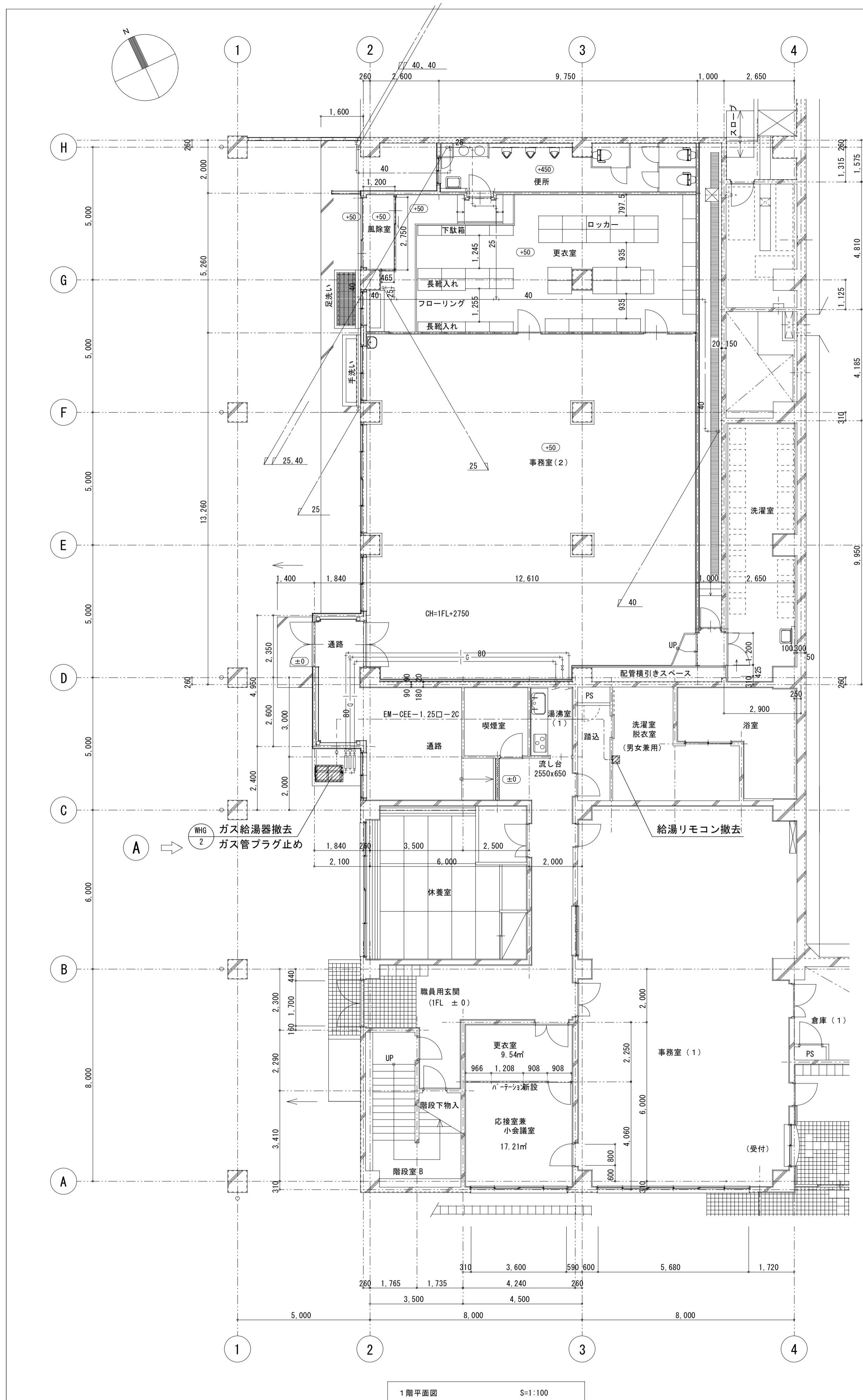


配置図 1:1000

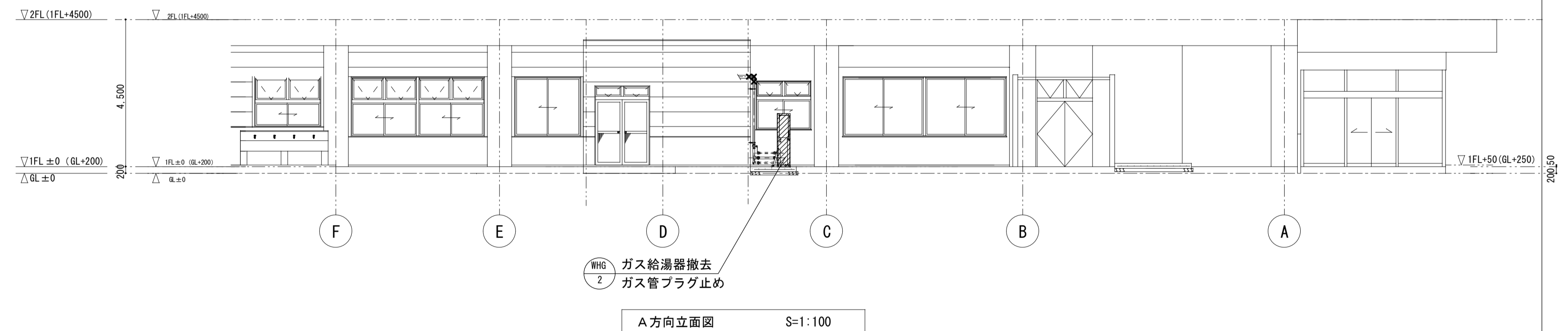
凡例			
名称	記号	施工箇所	管種
給湯管	— —	全箇所	一般配管用ステンレス鋼管（既設管）
ガス管	—G—	全箇所	配管用炭素鋼管（白） (JISG3452) SGP-S
既設管	(20) --- (100)		

工事名	ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事	
図面名称	工事概要・凡例 付近見取図・配置図	縮尺 N.S. 1:1000

福山市経済環境局 環境部環境施設課	図面NO.	3
		5



※ 1. 給湯器据付用コンクリート基礎は再使用とする。
(1840 X 1400 X 150H)

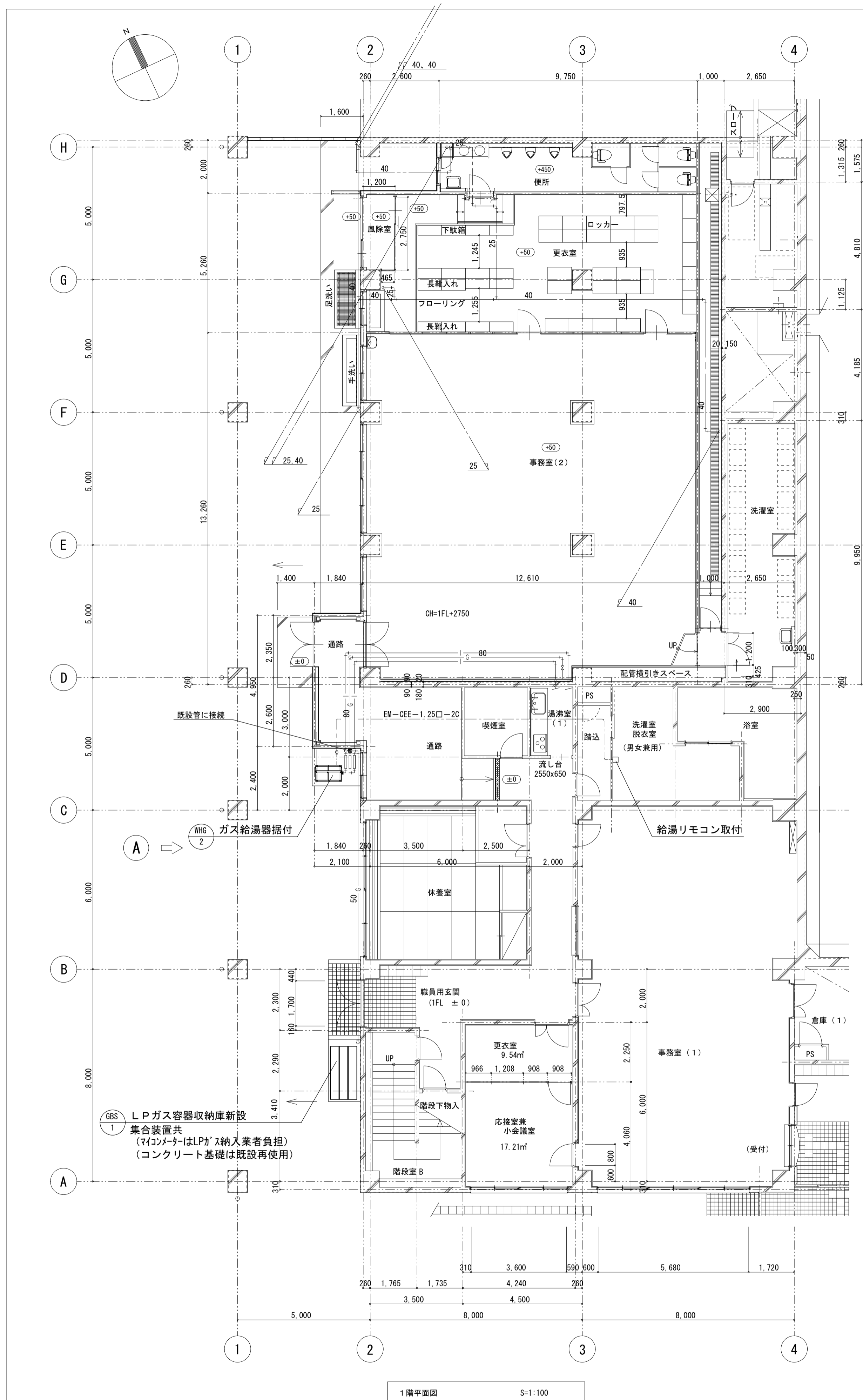


撤去機器表

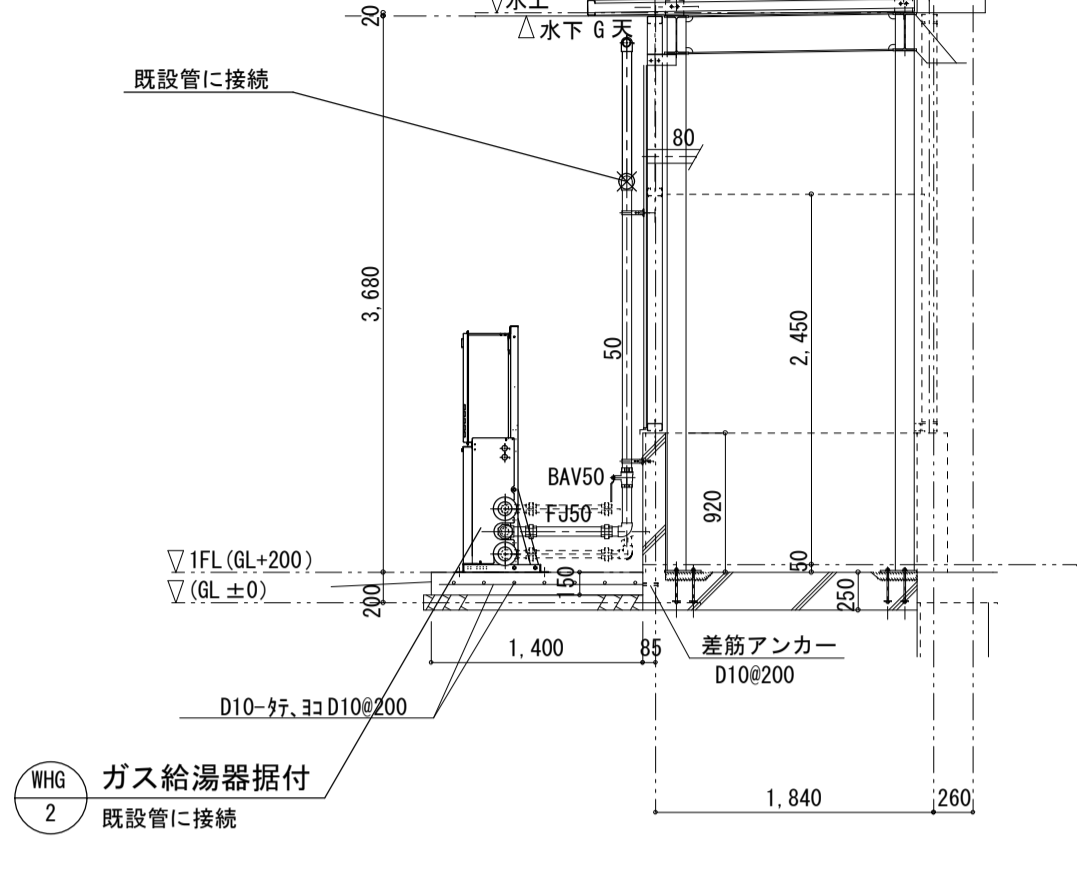
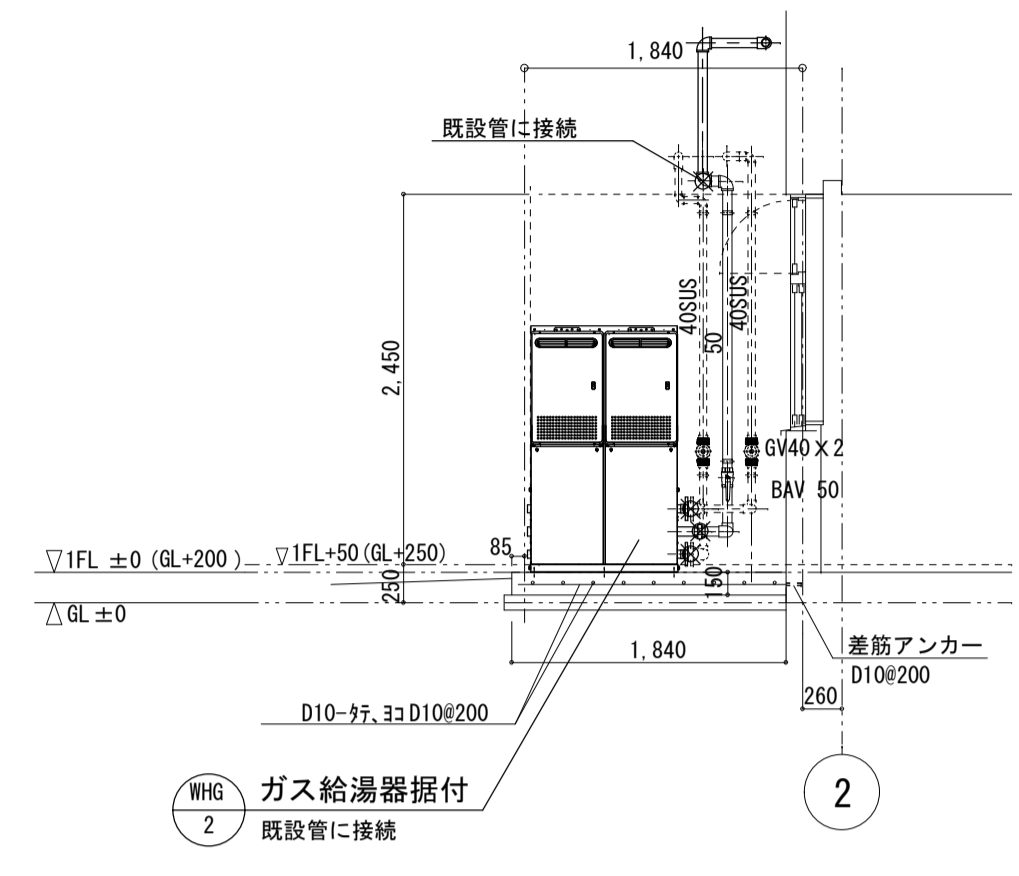
記号	名称	機器性能	電圧 φ-V	消費電力 W	台数	設置場所	備考
WHG-2	ガス給湯器	型式 : 屋外設置連結型 出湯能力 : 100号	1-100	972	1組	1階屋外	重耐塩害仕様 品番 : GQ-501WZ-2 (ノーリツ) 都市ガス仕様
		付属品 : リモコン、連結コード、マルチ架台、架台カバー、マルチ配管、マルチフレキセット、凍結予防ヒーター、標準付属品					

※ [斜線] : 改修機器を示す
※ [X] : 撤去配管を示す

工事名	ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事			福山市経済環境局 環境部環境施設課	図面NO. 4
図面名称	1階平面図 (改修前) 縮尺1:100 断面図 (改修前) 縮尺1:50	2023年12月	5		

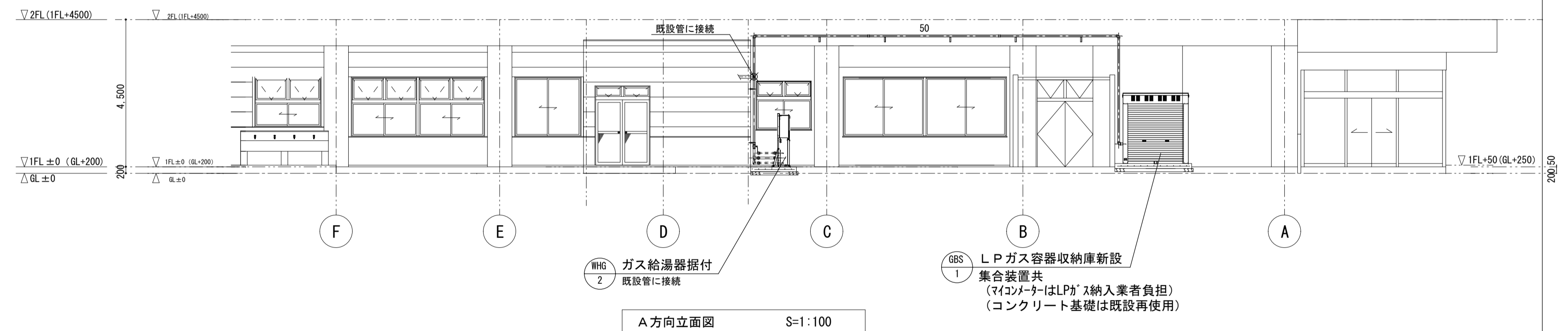


1階平面図 S=1:100



※ 1. 給湯器据付用コンクリート基礎は再使用とする。
(1840 X 1400 X 150H)

給湯器廻り断面図 S=1:50



A方向立面図 S=1:100

新設機器表

記号	名称	機器性能	電圧 φ-V	消費電力 W	台数	設置場所	備考
WHG-2	ガス給湯器	型式：屋外設置連結型 出湯能力：100号 付属品：リモコン、連結コード、マルチ架台、架台カバー、マルチ配管、マルチフレキセット、凍結予防ヒーター、標準付属品	1-100	972	1組	1階屋外	重耐塩害仕様 参考品番：GQ-5011WZ-2 (ノーリツ) LPガス仕様
GBS-1	LPガス容器収納庫	仕様：50kg容器6~8本用 LPガス集合装置 (自動切換調整器・高圧集合管・高圧弁・高圧ホース) (ドレンチャンパーユニット・転倒防止チェーン等付属品共)			1組	1階屋外	耐塩害仕様 参考品番：BN-300 (ホクエイ)

※ 接続箇所を示す

工事名	ごみ固形燃料工場1階給湯ガス設備改修工事			福山市経済環境局 環境部環境施設課	図面NO.	5
図面名称	1階平面図 (改修後)	縮尺1:100	2023年12月		5	

参考数量書

§ 工事名称 ごみ固形燃料工場 1 階給湯ガス設備改修工事

§ 工事場所 福山市箕沖町 1 0 7 番地 7

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事建築数量積算研究会制定)

※ 「建築設備数量積算基準・同解説」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

設 計 書

工事名称 ごみ固形燃料工場 1 階給湯ガス設備改修工事

工事場所 福山市箕沖町107番地7

【工事概要】
ごみ固形燃料工場 1 階給湯ガス設備改修工事
・給湯設備工事 ~ 一式
・ガス設備工事 ~ 一式
・発生材処理 ~ 一式

